

令和3年6月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年6月28日(月)午前9時30分から午前10時20分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 15名

農業委員7名

会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子

農地利用最適化推進委員8名

11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 5番 加藤正博 6番 郡山信敏
会議書記 係長 小久保洋平

- 第2 議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
議案第13号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。
議案第14号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第12号から議案第16号までの議案22件です。尚、4ページの議案第12号第1項及び19ページの議案第15号第3項は都合により取り下げになりました。ご審議方よろしくお願い致します。7月の定例総会は28日(水)です。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、21日(水)にお願いする予定です。7月の4条・5条に係る調

査委員会は、第3調査委員会です。どうぞよろしくお願い致します。尚、本日は農業振興公社による農地売買事業の研修会を総会終了後実施予定です。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、6月の定例総会を開催致します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(議長) これより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名してもご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、3番入木委員と7番邊木園委員にお願いをしたいと思います。本日の書記は事務局の小久保係長にお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第12号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は1件です。ご説明致します。第1項は取り下げとなっております。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で、畑2筆、計1,953㎡、売買代金は150万円です。調査委員は坂元委員です。以上、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第2項については、坂元委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(坂元委員) はい。13番坂元です。4ページ、第12号第2項について報告を致します。場所は7ページをご覧ください。大字広原字広原の畑2筆です。この案件につきまして、今月21日現地調査を行い、翌日の22日の16時より譲渡人宅を訪問して聞き取り調査を行いました。譲受人には24日、電話にて聞き取りを行っております。譲受人は農作業の従事状況もありまして自作地で水稻、果樹、麦等を作付けされています。又、トラクター、耕運機等の農機具も所有されており特に問題は無いものと判断致します。又、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加とか農道、水路等の共同利用施設の取り組みへの遵守、協力もされているという事から特に問題は無いものと判断をしております。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案

第12号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第2項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第12号第2項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第13号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。それでは、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の9ページをご覧ください。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件です。ご説明申し上げます。第1項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、2,581㎡、牛舎、牛の運動場、ロール置き場の設置を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農用地区域外、第2種農地です。当該地は、平成12年頃から牛舎、牛の運動場、ロール置き場として使用されていましたが、転用許可を受けずに転用されていることが判明し今般申請されたものです。尚、申請にあたっては始末書が添付されております。以上は、農地法第4条第6項各号の不許可の要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、第2調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を岡元委員にお願いします。

(岡元委員) はい。4番岡元が報告致します。第13号第1項の現地調査を6月21日午後1時30分より石山委員、大迫委員、事務局の小久保隆佳さんで行いました。転用目的は牛舎、運動場、ロール置場となっております。平成12年頃から利用されている追認案件となっております。申請地は議案書の10ページをご覧ください。施設の配置図については11ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致します。以上で報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員の方のご意見はございませんか。

(大迫委員) はい。(大迫委員) 12番大迫です。岡元委員が述べた通り特に問題無いと判断致しました。以上です。

(石山委員) はい。(石山委員) 11番石山です。岡元委員の言った通り問題はないと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入りたいと思います。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(加藤委員) いいですか。(加藤委員) 5番加藤です。今回の転用計画は地番の4419だけなんですけど、隣接する例えば4418とか4416、この辺は同じ地権者の施設何でしょうか。機械倉庫は4417にかかっているけどこちらは転用計画は既に提出済みなんですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) お答え致します。4419の隣接地につきましては所有者が〇〇さんでございまして、ちょっと見にくいんですが他のところが全て宅地、または山林となっております問題無いと考えております。後、補足して申し上げます。

10ページの申請地、4419は〇〇〇さんとなっておりますが、息子さんで亡くなられたので、今回お父さんの〇〇〇さんに相続をして新たに申請をしたという事でございます。以上でございます。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第13号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので議案第13号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案第14号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」についてご説明致します。今回の農地法第5条に関連する申請件数は1件です。議案書の14ページをご覧ください。第1項、譲受人 〇〇〇〇〇氏と譲渡人 〇〇〇〇〇氏による一般住宅建設を目的とした贈与で、畑1筆、374㎡、都市計画区域内、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第2調査委員会に調査をお願いしておりますので、岡元委員長に説明をお願い致します。

(岡元委員長) はい。4番岡元が報告致します。議案第14号の1項の現地調査を6月21日に行いました。石山委員、大迫委員、事務局の小久保隆佳さんと行っております。転用目的は一般個人住宅と露天駐車場となっております。申請地は議案書の15ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の16ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いものと判断致します。以上で報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。随行された委員のご意見はございませんか。

(大迫委員) はい。(大迫委員) 12番大迫です。岡元委員が述べた通りです。特に問題無いと思いました。あとお隣も分譲地になっているので宅地になっているのかなという印象でした。以上です。

(石山委員) はい。(石山委員) 11番石山です。岡元委員の仰った通り周りも分譲地で問題は無いと思いました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(議長) 暫時休憩を致します。

(議長) それでは休憩前に引き続き審議に入ります。ご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第14号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項

に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第14号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書は19ページをご覧ください。今回の申請件数は2件です。ご説明致します。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、752㎡、対価総額10万円です。鳥集委員、辺木園委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、5,757㎡、対価総額85万円です。入木委員、石山委員のあっせんを受けております。第3項は取り下げとなっております。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。これを以て、審議を終わります。これより採決を致します。議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」の第1項及び第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第15号第1項及び第2項は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は24ページをご覧ください。今回の申請件数は、16件です。第1項、借受人 ○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,421㎡の賃貸借で賃借料は玄米1俵、賃貸借期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間の再設定です。第2項、借受人 ○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、5,045㎡、賃借料は年総額25,000円、賃貸借期間は令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間の再設定です。第3項、借受人 ○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、計3,498㎡の賃貸借で、賃借料は年総額20,000円、賃貸借期間は、令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間の新規設定です。尚、最初の1年間は使用貸借の契約となっています。第4項、借受人 ○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,589㎡、賃借料は年総額15,000円、賃貸借期間は令和3年7月1日から令

和8年3月30日までの5年間の新規設定です。第5項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で田1筆、畑2筆、計6,172㎡の賃貸借で賃料は年総額22,910円、賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年間の新規設定です。第6項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、1,970㎡の使用貸借で使用貸借期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日までの10年間の新規設定です。第7項 借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆680㎡の賃貸借で賃料は年総額3,000円、賃貸借期間は令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間の新規設定です。第8項以降は、借受人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤保彦氏です。第8項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、計1,935㎡の賃貸借で賃料は年総額57,000円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間の再設定です。第9項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆2,693㎡の賃貸借で、賃料は年総額26,930円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の新規設定です。第10項、貸渡人 ○○○○氏外1名 畑1筆、1,052㎡の賃貸借で、賃料は年総額6,000円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間です。持分全部同意、新規設定です。第11項、貸渡人 ○○○○氏 畑1筆、1,199㎡、賃料は年総額5,995円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間です。新規設定です。第12項、貸渡人 ○○○○氏 畑1筆、2,742㎡、賃料は年総額13,710円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の新規設定です。第13項、貸渡人 ○○○○氏 畑1筆、2,261㎡、賃料は年総額20,000円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間の新規設定です。第14項、貸渡人 ○○○○氏 田2筆、計1,849㎡、賃料は年総額12,943円、賃貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の新規設定です。第15項、貸渡人 ○○○○氏 田7筆畑3筆、計21,878㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の新規設定です。第16項、貸渡人 ○○○○氏 田3筆、計4,019㎡の使用貸借で使用貸借期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間の新規設定です。以上、説明致しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第16項までの審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(事務局長) 議長、事務局長。補足説明があります。(事務局長) 26ページの6番をご覧いただきたいのですが、○○○○さんが○○○○さんから畑を借りますという事でございますが、○○さんがきゅうりを栽培するという事で県がやっています農業実践塾の方で色々勉強をされまして、いよいよ就農をされるという事でございます。ハウス等についても役場、それから農協の方が中古のハウスはないだろうかとか色々とおっせんをしたり、加

温機の方も事業等を見付けて設置しまして、新規で園芸農家が就農するという形になっておりまして、農畜産振興課も含めてとても楽しみにしている事例でございます。補足と申しますか情報共有という事でご説明を申し上げました。以上でございます。

(議長) よろしいですか。

(加藤委員) 情報共有という事では、私もこの〇〇さんと同じ実践塾の出身で、何かあればまた、OB ですので。

(議長) よろしいですか。

(真方委員) すみません。(真方委員) 17番、真方です。ちょっと質問なんですけど、8項の〇〇〇〇さんの賃借料の単価が田んぼ当たり3万円位になるんじゃないかなと思うんですけど、農業法人の通常の価格からするとちょっと高いなあと思って何か理由でもあれば教えてください。

(議長) 暫時休憩を致します。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 27ページ第8項の件について、単価がちょっと高いとご質問を頂きました。ありがとうございます。調査を致しました。この場所は、花堂の宮田ん迫、どこかあの辺です。この借りている方が畜産農家の方でございまして農地中間管理機構を通じて借りていらっしゃいます。毎年WCSを作付けされておまして、WCSを作付けすることで転作の奨励金が8万円出ますと。それも含めて所有者の方に少しでも還元しようと。そういう事で3万円。私たちの感覚からするとちょっと高いですけど、それも含めて賃貸借というふうに契約されているようでございます。以上でございます。

(真方委員) 再設定というふうになってますから、今まで3万円だったという事ですよね。

(事務局長) そうです。前も3万円です。そういう約束でされてました。今回もWCSを作りますので3万円と。イタリアンまで作ると1万5千円なので9万5千円になります。その分が所有者の方に還元というか上乘せしましたという事のようにございます。以上でございます。

(議長) 基本は田んぼが反の1万、畑が5千円と公社の方がそういう形でございますというふうに言われているんですけども、WCSで以前からそういう契約してて。その貸し借りが決まっていなくて公社にあげられないというところがありますので、WCSを含めた考慮した金額になっているというような事でございます。それでは他にございませぬか。

(坂元委員) はい。(はい、坂元委員) 13番、坂元です。6項目の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの使用貸借なんですけど、この方たちは住所から見ると親子関係だと思っておりますが、あえて親子間で使用貸借を結ぶというのは農業者年金とかの絡みだったら分かるんですけど、もしかしたら新規就農という事で契約しないといけないのかと思ったりするんですが、ちょっと分からないので説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) お答え致します。26ページの6項の件でのご質問でございます。この方々は親子でございます。只、世帯が別個であるという事と、補助金関係を貰うためにこの〇〇〇〇さんが土地の所有が条件であると。次世代関係の補助

金が出るものですから、その関係で農地を取得というか使用貸借でちゃんとした契約をする必要があるものですから、今回農業委員会を通じて使用貸借を結んだという事でございます。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。それでは、これを以て審議を終わります。これより採決致します。

議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第16項までについて、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第16号第1項から第16項までについては承認をされました。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、6月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立をお願い致します。「一同、礼。」お座りください。